

2. 保育所等を利用する要件(認定要件)

保育所等は、保護者が以下の「保育を必要とする事由（以下、『認定要件』）」に該当する場合、保護者に代わって児童を保育する施設です。「教育のため」や「集団生活を経験させたい」、「下の子の育児に専念したい」などの理由だけでは利用できません。

また、それぞれの認定要件には、保育所等を利用できる期間（認定期間）が決まっています。

① 仕事をしている【就労】

（1月あたり実働 64 時間以上の就労をしている。就労形態は問わない。就労内定を含む。）

認定期間：仕事をしている期間

② 出産予定・出産して間もない【妊娠・出産】

認定期間：出産（予定）日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

③ 病気やケガをしている、または心身に障がいがある【疾病・障がい】

認定期間：療養にかかる期間

④ 病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している【介護・看護】

認定期間：介護・看護に必要な期間

※療育園等への親子通園の場合、週4日かつ1日4時間以上保護者の同行が必要な場合は認定可能。（週3日で6時間、週5日で3時間などの場合は非該当）

⑤ 求職活動中（起業準備を含む）【求職活動】

認定期間：仕事を始めるまで（90日間を経過する日の属する月の末日まで）

※利用開始後、上記期間中に1月あたり 64 時間以上の就労の開始が確認されないと退所となります

⑥ 通学している・通学が内定している【就学】

週4日、かつ1日4時間以上就学している。ただし、次のいずれかに該当すること

- ・学校教育法第1条に規定する学校等に在学していること
- ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること

認定期間：在学している期間

⑦ その他（災害復旧等）

認定期間：各事由により必要な期間

※①～⑦のほか、保護者の出産や入院時等に利用できる緊急保育、3歳児以上のお子さまを対象とした発達支援保育があります。詳しくは14ページ『6-12 緊急保育の申込』及び24ページ『9. 発達支援保育・要配慮保育の申込について』を確認してください。

上記の要件を満たす等、保育の必要性が認定された場合であっても、利用希望の保育所等に定員を上回る申込があった場合には、利用調整の結果により利用できない場合がありますので、ご了承ください。

3. 保育の必要性の認定区分

保育所等の利用申込をされる場合、お子さまの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定区分、認定要件及び保育必要量は以下のとおりです。

3-1 認定区分

認定区分	該当理由、対象施設等
3号認定	満3歳未満で、「認定要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 対象施設等：認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業※ ¹ 、事業所内保育事業※ ¹
2号認定	満3歳以上で、「認定要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 対象施設等：認可保育所、認定こども園（保育部分）

※¹ 3号認定のほか2号認定のうち2歳児クラスに該当する方も利用可能

3-2 認定要件・保育必要量

認定要件	保育必要量
就労（月120時間以上）	保育標準時間
就労（月64時間以上120時間未満）	保育短時間※ ¹
妊娠・出産	保育標準時間※ ²
疾病・障がい	
介護・看護	
求職活動	保育短時間
就学（月120時間以上）	保育標準時間
就学（月64時間以上120時間未満）	保育短時間※ ¹
災害復旧	保育標準時間※ ²
育児休業※ ³	保育短時間
発達支援保育	保育短時間

※¹ 保育を必要とする時間が月120時間未満の場合でも、「保育標準時間」の認定が受けられる場合があります。

※² 申請者の希望により、「保育短時間」として認定を受けることもできます。

※³ 在園児の保護者が、下のお子さまを出産され、保育所等が認めた場合のみ認定します。育児休業から復職するために申込する場合は就労要件となります。

3-3 基本保育時間

基本保育時間の時間帯・延長保育料は施設により異なります。

※実際の預かり時間は基本保育時間内で利用施設と調整してください。

保育標準時間	最大11時間	保育短時間	最大8時間
＜例：公立保育所の標準時間認定の場合＞			
7:00	7:30	18:30	19:00
延長保育	基本保育時間（最大11時間）		延長保育

＜例：公立保育所の短時間認定の場合＞			
7:00	7:30	9:00	17:00 18:30 19:00
延長保育	延長保育	基本保育時間（最大8時間）	延長保育 延長保育